

池田町中学校における部活動の方針

令和元年5月
池田町教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられ、スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒がスポーツや文化、科学等を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等とつながる社会性を育むことができます。さらに、部活動での教えや経験したことが、社会人になって役に立ったり、生きていく上での支えになったりします。加えて、部活動で取り組んだスポーツ活動や文化活動が、その後の自分の生活を豊かにします。

このように部活動は、本町の教育理念である「育つ力を育てる」を実現する上で、必要かつ効果的な教育活動です。

今回、スポーツ庁が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、文化庁が平成30年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表したこと、福井県教育委員会が平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を公表したことに伴い、部活動を生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として、「池田町中学校における部活動の方針」を策定します。

令和元年5月

池田町教育委員会

1 部活動の意義・目的

部活動は、学級や学年を離れた集団の中で、生徒たちの自発的・自主的な活動を基盤に、共通の目標に向かって互い認め合い、励まし合い、高め合いながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や顧問等との密接な触れ合いの場として大きな意義を有するものである。

また、部活動における経験は、生徒が生涯にわたってスポーツ活動や文化活動に親しんでいくことにもつながり、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤ととらえることもできる。

このようなことから、部活動においては、適切な指導や支援策のもとで、生徒自身が充実感や達成感を味わうことを通して、その活動に自分なりの意義を見出すことができるようになることが大切である。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「池田町中学校における部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、次の項目を明確に記載し、各教科等の授業、生徒会活動、学校行事等との調整を図った上で作成にあたる。

- ① ねらい・目標
- ② 設置部活動および指導者
- ③ 活動時間及び休養日
- ④ 危機管理に関する体制
- ⑤ 体罰等の防止体制
- ⑥ 大会やコンクール、イベント等の年間計画

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針および活動計画等を、便りやホームページへの掲載等により公表し、保護者や地域等の理解や協力を得て、部活動の適切な運営に活かす。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数（教諭定数）のおおむね2分の1程度の部活動数になるようにする。

イ 校長は、生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、必要があれば池田町教育委員会と協議の上、教職員の多忙化解消や専門的な技術指導の充実に向けて部活動指導員や地域スポーツ指導者等の外部指導者を積極的に活用する。

なお、部活動指導員や地域スポーツ指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付けや教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人

格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画や実施報告の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化活動等を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 校長および部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの防止を徹底する。特に熱中症事故防止について理解を深め、適切な措置を講じる。
(例：気象庁や環境省が発表する情報等に十分留意し、気温や湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。状況によっては、活動の中止や延期、見直し等、適切な対応を検討する。)
- イ 部活動顧問は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習がスポーツ障害・外傷等の様々なリスクを高めることを正しく理解する。また、生徒が生涯を通じてスポーツや文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、コミュニケーションを十分に図りながら、生徒が意欲を失うことなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、自主的な活動を促す。
- ウ 部活動顧問は、中央競技団体や関係団体等が作成した部活動における指導手引等を活用して、競技や分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ア 学期中、週当たり2日以上の休養日を設ける。
平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週に振り替え、土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間52日以上の部活動休養日を確保する。
- イ 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ウ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- エ 生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこと。
- オ 活動場所が山、海、湖、川、専用施設など、特殊な環境であることや、降雪等の気象条件の影響で屋外競技の活動場所が限られることにより、始業前に活動すること、または1日の活動時間を増やすことが必要になる場合には、事前に校長の承認を得ること。その際、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮すること。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ア 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいよう、多様なレベルや生徒のニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。
- イ 町教育委員会は、生徒数減少等の理由により、単一の学校でチームを結成することができない（競技として成立する人数に満たない）場合には、二校以上による合同チームを編成・設置し、活動するなど、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組みを推進する。

6 地域との連携

町教育委員会および校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点や、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、学校や地域の実態に応じて、地域スポーツクラブや各種団体等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働した形でのスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備に努める。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 校長は、各部が参加する大会・試合やコンクール・コンテスト等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・イベント等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。
- イ 校長は、教育上の意義と照らし合わせ、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会やコンクール、イベント等を精査する。